経済産業省からの要請に基づくお願い

令和8年熊本地震を踏まえた

第一種保安物件における地震発生後のガス漏えいによる二次災害発生防止へのご協力のお願い



経済産業省からの要請に基づき、地震発生後のガス漏えいによる二次災害の発生を防止するため、第一種保安物件※の所有者や管理者の皆さまへお願いするものです。

※第一種保安物件：学校・病院・劇場・百貨店・駅・ホテル等、不特定多数の方が利用する施設

ガス設備は耐震性を考慮して設計されています

ガス配管は、耐震設計の考え方に基づき、地震による揺れや変位に耐えられるよう設計・施工されています。一方で、建物が損傷を受けたり、想定を超える大規模な地震等によりガス設備が損傷し、ガス漏えいが発生した場合に、速やかな避難行動につなげるため、対象施設の避難計画等に「地震発生後のガス漏えい時の対応」の追加をお願いするものです。

避難計画等の更新のお願い
～地震発生後のガス漏えい時の対応の追加～

地震発生後、万が一ガス漏れが発生した場合に、避難が確実に行われるよう、
避難計画等に、「地震発生後のガス漏えい時の対応に関する事項」を追加いただくようお願いします。

※以下は、避難計画等へ記載いただく際の一例です。施設の用途、利用状況、設備構成等はそれぞれ異なるため、各施設の実態に応じて必要な事項を定めていただくようお願いします。

地震発生後のガス漏えい時の対応について

1. ガス臭いと感じたとき、またはガス漏れ警報器が作動したときの対応

- ✓ お客さまや従業員等を安全な場所へ避難誘導する
- ✓ 避難時に、火気は絶対に使用しないことを周知する
- ✓ 換気扇や照明等の電気設備のスイッチには触れないことを周知する
- ✓ ガス事業者へ速やかに連絡する
- ✓ 窓や扉を開けて換気を行う

2. 建物内へ戻る際の対応



屋外へ避難した場合、建物内へ戻る際には、ガス臭気等の異常がないことを確認したうえで入館すること。少しでも異常が認められる場合には、建物内へ戻らず、ガス事業者へ連絡する。

3. 緊急連絡先

ガス漏れ等の緊急時の連絡先：愛知県　052-872-9238
岐阜県　058-272-0088
三重県　059-224-0225

ガス漏れ警報器の設置について



地震発生後、万が一ガス漏れが発生した場合に、ガス漏れを早期に把握し、
速やかな避難行動につなげるため、ガス漏れ警報器の設置をご検討ください。

なお、本要請は、施設の所有者・管理者の皆さまに対して法的な措置や新たな対応を義務付けるものではございません。本ご案内は、当社がガス事業者としての自主的な安全啓発活動の一環として実施しているものです。

ガス漏れ警報器の役割



万が一のガス漏えいを
早期に把握できます



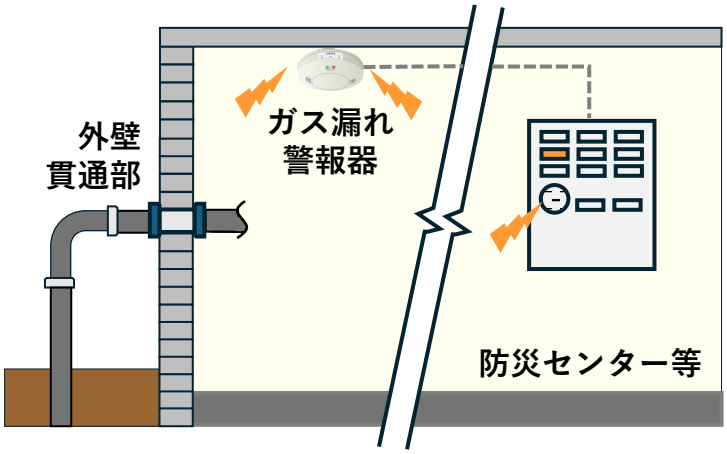
お客さまや従業員等へ
異常をお知らせできます



避難の判断を支援します

設置推奨箇所

地盤と建物の揺れ方の違いにより、外壁貫通部周辺では相対変位が生じる可能性があります。ガス配管はこうした変位に耐えられるよう設計されていますが、想定を超える大規模な地震に備え、外壁貫通部周辺への設置を推奨いたします。
なお、その他にガスが滞留するおそれのある場所へ設置される場合もございます。



設置にあたって

施設ごとに設備状況や建物構造が異なります。ガス漏れ警報器の有効性をご理解いただき、必要に応じて設置についてご検討ください。
警報器の設置場所によっては、新たな電源の確保や防災センターへの警報信号の接続工事が必要となる場合があり、電気工事費用等が発生する可能性があります。
なお、ガス漏れ警報器の設置費用および更新費用は、お客さまのご負担となります。

お問い合わせ先

東邦ガスネットワーク株式会社
設備部 設備保全センター 設備保安課
TEL：052-881-7118
（受付時間：平日 9:00～17:00 ※祝日を除く）
E-Mail：hoan@tohogas.co.jp